

平成 29 年 7 月 3 日  
株式会社 S M B C 信託銀行

## 2018（平成 30）年 1 月からの預貯金口座へのマイナンバーの付番と特定個人情報の利用目的変更のお知らせ

2015（平成 27）年 9 月に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（改正番号法）」等に基づき、預貯金口座へのマイナンバー（個人番号・法人番号）の付番が 2018（平成 30）年 1 月 1 日から開始されます。

この法令改正を受け、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、預貯金口座へマイナンバー（個人番号）を付番する事務が、2018（平成 30）年 1 月 1 日から、当行の特定個人情報の利用目的に追加となります。

従いまして、2018（平成 30）年 1 月 1 日以降、新規で預金口座を開設されるお客さま、あるいは預金口座をお持ちで海外送金、投資信託、その他の信託等のお取引がないお客さまにつきましても、マイナンバー（個人番号）提出へのご協力をお願いいたします。  
なお、預金口座への付番を目的としたお客さまによるマイナンバーのご提出は任意です。

※ ご参考（全国銀行協会）

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/8188/>